

# 「家庭の教育力の向上 ～ 家庭教育支援を図る取組の充実～」

【生涯学習課】  
＜家庭教育支援に関する全体図＞

## 『家庭教育』（『教育基本法』第10条より抜粋）

○父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

## 『家庭教育とは』

○父母その他の保護者が、子どもに対して行う教育のことであり、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自覚心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担っている。  
○また、子どもとの会話や、子どもが目標に向かって頑張る姿を通じて、日々、親（保護者）自身も学び成長していくのが家庭である。

現状・課題

- 少子化や核家族化等、家庭や家族の状況が変容し、価値観や家庭教育に対する保護者の考え方も多様化している。
- 地域社会の中で、子どもがいる家庭が少なくなり、親になって初めて子どもに接する経験を経ていくこともあり、地域や社会と関わりを持ちながら、保護者として学び、成長していくことが難しくなっている。
- コロナ禍において生活が変化し、子育てに不安や悩みを抱える保護者の増加、人間関係を築く機会の減少、子どものスマートフォンをはじめインターネットの利用に関する課題等がある。

方針

- 家庭教育の重要性について、保護者が学ぶ機会を積極的に設けるとともに、広く県民に啓発していく。
- 家庭教育支援に関する国庫補助事業の積極活用を図り、保護者が働く企業・事業所およびPTA等との連携・協働による学習講座の開催や啓発活動を推進する。
- 「新しい生活様式」が求められる中、社会の変化やニーズを踏まえ、アウトリーチの手法を活用し、家庭教育支援の質的な充実を図る。

## PTA役員等研修会

- ◆滋賀県PTA連絡協議会、滋賀県公立高等学校PTA連合会、滋賀県特別支援学校PTA連絡協議会、との共催により、オンデマンドでの研修会を開催。



## 「おうちで読書」の推進

- ◆市町との連携によるブース出展支援。
- ◆ボランティアグループのネットワーク化、人材育成のための研修会実施



## 家庭教育啓発ポスターの作成



- ◆家庭教育の重要性を啓発するため、キャッチコピーの公募、しがふあみ締結企業の協賛を得て、ポスターを作成、配布。

## 家庭教育ファシリテーター養成講座

- ◆各市町で家庭教育の講座をファシリテートできる人材を養成する家庭教育ファシリテーター養成講座を年3回開催する。対象は、家庭教育支援関係者、社会教育関係団体、PTA役員等、地域で活躍する人材とする。（課員がファシリテーターとなって実施する）



- ★PTAと連携・協働した取組
- PTA3団体への事業補助を通じた団体育成。（総会や研修会等への参加）
- スマホ子ども委員会等のPTAが取り組む活動支援等。

## 「届ける家庭教育支援」地域活性化事業

- ◆子育てに不安や悩みを抱える保護者にアウトリーチで支援を「届ける」地域の仕組みづくりのため、取組地域の拡大を推進。
- ◆家庭教育支援の趣旨理解、先進事例などによる研修会と県内取組事例の発表、家庭教育支援員のスキルアップのための専門講座、情報交換等の交流会の実施。

『『学校を核とした地域力強化プラン』対象事業』

## 地域における家庭教育支援基盤構築事業(国庫補助:国・県・市町1/3)

＜市町が実施する取組を支援＞

- 家庭教育支援体制づくり ○地域人材の育成
- 家庭教育支援体制の構築(家庭教育支援チームの組織化)
- 家庭教育を支援する様々な取組を展開
- 保護者に寄り添うアウトリーチ型支援の実施

## 滋賀県家庭教育協力企業協定制度(しがふあみ)の推進

- 家庭の教育力の向上に向けた職場づくりに、経営者・従業員をあげて自主的に取り組む企業と滋賀県教育委員会が協定を結び、子どもたちの健やかな育ちのための取組を推進する制度の拡充。
- 家庭教育学習講座の開催やチャレンジウィーク受け入れ、学校支援メニューの登録、働く保護者が学校行事等に参加しやすい職場環境づくり等が主な取組。

社会全体で、子どもの育ちを支える環境づくりの推進